

議案第1号

屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

1 指定理由

一般国道115号（東北中央自動車道相馬福島道路）の一部区間（伊達桑折インターチェンジ～桑折ジャンクション）の供用開始に伴い、当該区間について道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域を第二種特別規制地域等に指定し、また、両側1,000メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。

2 指定地域

(1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第3条第9号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	耶麻郡猪苗代町字津金沢43番2地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	相馬市粟津字長沢89番1地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	
	_____	_____	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	耶麻郡猪苗代町字津金沢43番2地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	相馬市粟津字長沢89番1地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	
	伊達市堂ノ内23番1地先（伊達桑折インターチェンジ入口）	伊達郡桑折町大字松原字中島41番地先（桑折ジャンクション）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域

(2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	相馬市中村塚の町6番1地先（国道6号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
	相馬市栗津長沢 89 番 1 地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸 13 番1地先（霊山インターチェンジ出口）	
	_____	_____	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	相馬市中村塚の町6番1地先（国道6号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
	相馬市栗津長沢 89 番 1 地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸 13 番1地先（霊山インターチェンジ出口）	
	伊達市堂ノ内 23 番 1 地先（伊達桑折インターチェンジ入口）	伊達郡桑折町大字松原字中島 41 番地先（桑折ジャンクション）	

## 屋外広告物の管理及び安全点検の取り組み方針

### 1 管理義務（管理義務の範囲の明確化）

#### 【課題】

条文上、広告物の「表示者」、「設置者」、「管理者」のみで、「所有者」や「占有者」の明文がないため、管理義務の所在が不明確（曖昧）になっている。

このため、貸しビルや貸し看板の所有者、広告主等の安全管理に対する意識が希薄になり、管理を看板業者に任せきりになったり、安全点検が形骸化し、結果的に適正な管理に支障が生じるおそれがある。

※国のガイドラインでも、「所有者」や「占有者」を明文化し、管理義務の所在を明確にしている。

#### 【対応案】

屋外広告物の管理義務がある者について、「表示者」、「設置者」、「管理者」に「所有者」、「占有者」（「広告物の所有者等」という）を加える。

「所有者」・・・広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者（例：貸ビル等の所有者、貸看板の所有者など）

「占有者」・・・広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用収益している者。（例：貸しビル等に表示している広告主、貸看板の広告主など）

※現行条例では「設置者」及び「管理者」の中に、「所有者」及び「占有者」が含まれるものと解していたが、「所有者」及び「占有者」を条例に明示し、これらの者にも管理義務があることを明確化する。

### 2 管理者設置の義務（管理者設置の義務と一定の許可広告物に資格要件を設ける）

#### 【課題】

許可広告物の表示者又は設置者には、管理者の届出義務はあるが、それ以外の広告物については、管理者設置の義務が明文化されていない。

また、管理者についても、資格要件が明文化されていない。

このため、許可広告物を含めた全ての広告物の管理が形骸化され、適正かつ実効性があるものとなっていない。

#### 【対応案】

(1) 管理者設置の義務を明文化する。

全ての広告物（知事が認める広告物を除く）に管理者設置の義務を明文化する。

#### ◆知事が認める広告物

⇒はり紙、はり札、立看板、広告旗、気球、車体、公共広告等

※広告物の形態や設置主体・目的等から危害のリスクが極めて少ないもの

(2) 一定の許可広告物に管理者の資格要件を求める。

ア. 資格要件を求める屋外広告物

⇒「高さが4 mを超える許可広告物」

◆地上からの広告物上端までの高さ4 m超（建築基準法の準用工作物の考え方を準用）

※広告物本体の高さ（屋上からの高さ）4mは、地上から4 m超の広告物で網羅される。

イ. 資格要件

⇒「屋外広告士」などの資格を有する者

◆屋外広告士、◆一級建築士又は二級建築士、◆職業訓練指導員、広告美術仕上げ技能士、職業訓練修了者

（広告美術科にかかるもの）、◆業界団体※1が開催する点検技能講習を受講した者 ※1（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サビ協会

### 3 屋外広告物の安全点検義務（許可・許可更新時における安全点検の義務化について）

#### 【課題】

全ての屋外広告物（許可不要・適用除外含む）に管理義務はあるが、安全点検については、更新申請書に点検時期等の記載があるのみで、条文上、安全点検が明文化されていない。

このため、安全点検に実効性をともなっておらず、結果的に適正な管理に支障が生じるおそれがある。

※有資格者の保有状況を把握するため、先行して、平成31年4月1日に様式の改正を行った。（実態調査であり、有資格者による点検の義務化ではない。）⇒約52%が特に資格を有していない者による点検であった。

#### 【対応案】

規則条文に安全点検を明文化し、知事が認める広告物を除き、点検項目の細分化及び一定の許可広告物に有資格者による点検を義務づける。

(1) 知事が認める広告物を除き安全点検を義務づける。

ア. 知事が認める広告物（安全点検を義務化しない）

⇒はり紙、はり札、立看板、広告旗、気球、車体、公共広告等

※広告物の形態や設置主体・目的等から危害のリスクが極めて少ないもの（管理者の設置を義務化しない広告物と同じ）

(2) 安全点検の結果報告を義務づける。

(3) 安全点検者の資格要件を定める。

ア. 資格要件を求める屋外広告物

⇒「高さが4 mを超える許可広告物」

※高さ4 m以下の許可広告物には資格要件を求めない。

イ. 資格要件

⇒「屋外広告士」などの資格を有する者 ※管理者の資格要件と同じ

(4) 安全点検の内容（方法）

⇒詳細は、今後、別に定める「福島県屋外広告物安全管理指針」による。